

## セカンドオピニオン外来についてのご案内

### ■セカンドオピニオン外来の目的

セカンドオピニオン外来は、当院以外の医療機関に受診されている患者さんを対象に、専門の立場から意見・判断を提供いたします。「第二の専門医の意見」を聞くことにより、病気や治療方針についてご理解をいただき、今後の治療に関する「自己決定の参考」としていただくことを目的としています。

### ■セカンドオピニオン外来のご相談・受付

- ① 各診療科担当医が、一般診療とは別に時間を設定し、完全予約制で対応します。対応しているがん種別については、都度ご確認ください。
- ② 窓口は「がん相談窓口（ほうじゅ連携室内）」です。
- ③ ご希望される患者さんは、事前に「セカンドオピニオン外来申込書」にご記入いただき、「がん相談窓口（ほうじゅ連携室内）」へご提示ください。
- ④ ご持参いただいた診療情報提供書、各種検査結果等を参考に対応を行います。当院で新たな検査や治療は行いません。また、ご相談結果の内容にかかわらず、現在治療中の医療機関に戻っていただくことを原則とします。
- ⑤ ご本人によるご相談が原則ですが、「相談同意書」があれば、ご家族によるご相談も可能です。
- ⑥ ご相談後、従来の主治医宛に報告書（診療情報提供書）を記載します。報告書は、ご本人にお渡しするか、主治医宛に郵送します。

### ■セカンドオピニオン外来の対象となる方・対象外となる方

#### 対象となる方

- ① 主治医から診断・治療方針の説明を十分に受けたが、判断できずにお困りの方。
- ② 最終判断は、ご本人もしくは、ご家族が行うことをご了解いただける方。  
（セカンドオピニオンは、あくまで「別の医師に意見を聞く」ということであり、現在治療中の医師の判断・治療法を裁定することではありません。）

#### 対象外となる方

- ① ご本人、ご家族以外の方。また、ご家族の場合でもご本人の同意書をお持ちでない方。
- ② 現在、受診されている医療機関に対する感情的な不満、転院希望、医療事故（トラブル）、訴訟に関するご相談を主とされる方。
- ③ 当院での治療や検査をご希望される方。（⇒一般外来を受診していただきます。）

## ■ご相談にかかる費用

- ① 全額自己負担となります。健康保険証は利用できません。
- ② 料金は、5,500円（税込）です。
- ③ 相談時間は、原則30分です。
- ④ お問い合わせ、ご予約に関する料金は発生しません。予約後のキャンセルも可能です。  
（キャンセル料は不要）

## ■ご相談にあたり必要なもの

- ① 「診療情報提供書」  
現在、受診されている医療機関の主治医が記載したもの。  
その他、以下のような各種検査資料がある場合、主治医にご相談のうえ、ご準備ください。
  - ・ 血液検査の結果
  - ・ 超音波検査の結果と画像
  - ・ レントゲン検査、MRI、CT検査のフィルムなど
  - ・ 病理検査の報告書など
- ② 「相談同意書」  
ご本人以外の方によるご相談の場合に必要です。またご相談者がご本人であっても、未成年者の場合は、親権者の方の相談同意書が必要となります。

## ■お問い合わせ・お申込み

医療法人 社団和楽仁 芳珠記念病院 がん相談窓口  
〒923-1226 石川県能美市緑が丘 11-71  
TEL : 0761-51-5551 (代) FAX : 0761-51-5591 (直)

201109 作成 ほうじゅ連携室  
201705 改訂  
202012 改訂

## ご相談の流れ

### ① -お問い合わせ

ご相談希望の方は下記までお問い合わせください。

#### 窓口

がん相談窓口（ほうじゅ連携室）

#### お問い合わせ対応時間

月・火・水・木・金曜日 9:00～16:30

第2,4,5土曜日 9:00～11:30

Tel: 0761-51-5551 (代) Fax: 0761-51-5591 (直)

### ② -必要書類のお渡し

お話しを伺い、以下の必要書類をお渡しします。

- ・ セカンドオピニオン外来-申込書
- ・ セカンドオピニオン外来-相談同意書

※相談同意書は、ご家族によるご相談及び、ご本人が未成年者の場合に必要となります。ご本人、ご家族以外の方は、同意書の有無にかかわらずご相談の対象となりません。

### ③ -ご相談日の確定（予約）

「セカンドオピニオン外来-申込書」の記載内容に基づき、ご相談日時の調整・確定を行います。

### ④ -セカンドオピニオン外来でのご相談

当日は、がん相談窓口（ほうじゅ連携室）へお越しください。

ご来院いただく際は、「診療情報提供書」「検査書類」等をご持参ください。

### ⑤ -主治医への結果報告

ご相談終了後、従来から受診されている医療機関主治医宛に報告書を作製いたします。報告書はご本人がご持参のうえで、従来の医療機関を受診いただくか、郵送にて送付いたします。